

＜ガイドラインの対象となる委託契約の方法を「特名随意契約」と「プロポーザル方式」に限定することについて（事務局案）＞

- 1 「協働」においては各主体が企画から参画し、協力して進めていくことが大切であり、今回のガイドラインにおいても「双方が協議しながら事業内容（仕様）を決めていく」ところが重要なポイントの一つ。
- 2 委託契約の方法の内「双方が協議しながら事業内容（仕様）を決めていく」ことができるのは「特名随意契約」と「プロポーザル方式」のみである（例えば「一般競争入札」においては、事前に市が決めた仕様に基づき、価格競争による入札が行われるため、話し合いながら仕様を決めていく余地がない）。
- 3 現在のガイドライン案にも「特名随意契約」と「プロポーザル方式」について特記してはいるが、この2つの方法に限定している訳ではなく、読み手の視点に立つと、他の契約方法でも話し合いながら仕様を決めていくことができるのではないかという誤解を招きかねない（分かりにくい）。
- 4 上記1～3を踏まえ、本ガイドラインの対象となる契約方法については「特名随意契約」と「プロポーザル方式」に限定する。